

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から47年5月まで  
② 昭和47年8月から53年11月まで  
③ 昭和55年4月から56年6月まで  
④ 昭和58年2月及び同年3月  
⑤ 昭和58年7月から60年3月まで

私は、国民年金の加入手続や加入当初の国民年金保険料納付の状況を詳しく覚えていないが、申立期間の保険料は市役所で納付していたはずなので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録等から、昭和60年5月頃と推認でき、加入時点において、申立期間⑤の国民年金保険料は過年度納付が可能である上、オンライン記録において、前後の期間の保険料は納付済みであることが確認でき、申立期間⑤は21か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間⑤の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①から④までについては、オンライン記録によると、昭和60年6月7日に厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金の未加入の期間であったことが推認される上、当該追加処理を行った時点において、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年9月まで

私は、平成5年2月当時は学生だったので、母が国民年金の加入手続きを行い、私の代わりに国民年金保険料を納付してくれた。20年も前のことで詳細は定かでないが、父から保険料を納付したと聞いており、申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、A市において平成6年3月28日に交付されたことが記されている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日及び免除申請者の免除処理日から、申立人の国民年金の加入手続きは同年4月から同年5月頃に行われたことが推認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度及び過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録において、平成7年1月6日に過年度保険料の納付書発行履歴が確認でき、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付していたとするその母は、「時期ははっきりとは覚えていないが、納付書が送付されてきたので、A市役所の庁舎内にあった銀行で保険料を遡って納付したことがあったと思う。」と述べているところ、A市役所は、「当時、市役所の庁舎内には銀行の派出所があり、保険料の納付が可能であった。」と回答している。

さらに、申立期間は8か月と短期間であり、オンライン記録において、申立期間直後の6か月の保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人の母が申立期間直後の保険料と同様に申立期間の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3706

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和60年3月に会社を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は定期的に郵便局で納付しており、当初、2か月分として1万5,000円を支払い、お釣りが返ってきたことを覚えている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、昭和61年8月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は国民年金に加入して以降、申立期間を除き、保険料を全て納付しており、納付意識の高さが認められる上、申立人が当初納付したと申述する保険料額は、申立期間当時の法定保険料額とおおむね一致しており、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 10 月 25 日まで  
② 昭和 39 年 1 月 21 日から 41 年 2 月 27 日まで

私は、平成 22 年 9 月頃に年金記録を確認したときに、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金を支給された記録になっていることを知ったが、当時は脱退手当金の制度も知らなかったし、受給した覚えが無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間に勤務した他の事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、支給の対象となっていないが、同事業所で厚生年金保険に加入していることを認識していたという申立人が脱退手当金の請求をしたものとするれば、これを失念するとは考え難い上、その被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給対象とされていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②のB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格者は、申立人を除き32名いるが、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は2名のみであり、受給資格者3名への照会結果からも、事業主による代理請求がうかがえないことを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 15 日から 39 年 5 月 13 日まで  
② 昭和 39 年 8 月 27 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、脱退手当金のことを知らず、受給してもいないのに、脱退手当金が支給された記録になっていることは納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、脱退手当金の支給決定日より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず支給の対象となっていないが、厚生年金保険に加入していることを認識していたという申立人が脱退手当金の請求をしたものとすれば、これを失念するとは考え難い上、支給対象となっていない被保険者期間のうち1回は、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給対象とされていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、A社B工場を申立人と同時期に資格喪失した脱退手当金受給資格者のうち5人から当該事業所における当時の脱退手当金の請求状況について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年4月から8年9月までの標準報酬月額については、事業主が、社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を7年4月から同年9月までは50万円、同年10月は53万円、同年11月から8年9月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月から9年6月までの標準報酬月額については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年7月1日まで

私は、ねんきん定期便を確認したところ、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、平成7年4月に50万円から15万円に引き下げられていることが判明した。申立期間の給料は、50万円以上支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間のうち、平成7年4月1日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、7年4月から同年9月までは50万円、同年10月は53万円、同年11月から8年9月までは30万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで7年4月まで遡って15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、申立人のほかにも7人が申立人と同様に、遡及して標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元経理担当者は、「申立期間当時は社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から督促の連絡があったことを記憶してい

る。」と供述している。

加えて、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は同社の取締役でなかったことが確認できる上、申立期間当時の同僚及び経理担当者は、「申立人は、社会保険事務に関与していなかった。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年4月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において上記標準報酬月額額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年4月から8年9月までの標準報酬月額額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、7年4月から同年9月までは50万円、同年10月は53万円、同年11月から8年9月までは30万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人の申立期間のうち、平成8年10月1日から9年7月1日までの期間の標準報酬月額については、前記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（8年10月1日）で15万円と記録されていることがオンライン記録において確認できる。

しかしながら、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料を所持していないものの、申立人に係る雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額額は30万円を超える額であったと認められる。

また、申立人と同様に平成8年10月1日の定時決定において、標準報酬月額が減額されている元同僚が所持する給与明細書において、当該定時決定以後もそれ以前の標準報酬月額より上位等級に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年7月1日までの期間については、当該定時決定前の標準報酬月額（30万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記元同僚の給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 12 月 31 日まで  
私は、平成 22 年に日本年金機構より送付されてきた「脱退手当金に  
関わる厚生年金加入記録」確認はがきで、A社B工場に勤務していた申  
立期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知った。会社  
から脱退手当金の説明を受けていないし、脱退手当金をもらった記憶も  
無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者  
期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に資格喪失  
している被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求と  
なっているが、当該期間と申立期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号  
で管理されているものの、申立期間の約1か月前の資格喪失であり、初め  
て就職した事業所での被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給されたこととなっている時期には、既  
に国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱  
退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、国民年金に任意加  
入して以降は、厚生年金保険と国民年金の切替手続をいずれも適切に行っ  
ており、国民年金保険料の未納期間は存在せず、年金を継続する意思がう  
かがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申  
立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成8年4月から10年2月末日までA社（現在は、B社）においてC（業務）の仕事をしていた。同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年3月1日が正当であるが、同年2月28日で処理されていることから同年2月は厚生年金保険被保険者期間が欠落している。所持している給与明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者シート及び申立人が所持しているA社の給与明細書から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年1月の社会保険事務所（当時）の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料は保存しておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を平成10年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録するこ

とは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和44年4月にA社に入社後、46年9月1日から47年10月30日までの期間は、C社に出向していたが、申立期間を含めA社に継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社D（部門）発行の職歴証明書及びE健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し（A社本店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「昭和46年8月31日までは、A社本店で業務を行い、同年9月1日に異動した。」と供述していることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店に係る昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る

資格喪失日を昭和 46 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（機関）B事業所（現在は、C（機関））における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年3月に大学を卒業後、同年4月1日にA（機関）B事業所でD（職種）として勤務し、45年4月1日付けでE事業所に転勤となったが、B事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年3月31日、E事業所での被保険者資格取得日が同年4月1日となっており、厚生年金保険被保険者期間に1か月間の未加入があることに納得できないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C（機関）から提出された回答書及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA（機関）B事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA（機関）B事業所からE事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA（機関）B事業所における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を

昭和 45 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 26 日まで  
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで  
私の年金記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっているが、脱退手当金をもらったことは無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある1事業所の被保険者期間（3か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所のA社の被保険者名簿における申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失し受給資格を満たす者は12名おり、そのうち脱退手当金の支給記録があるのは2名と少ない上、資格喪失から支給決定までの期間は、1名が約3か月、1名が1年以上であり、約3か月の1名に照会したところ、「当該事業所から脱退手当金について説明を受けていないが、以前に別の会社を退職する際に、社員の人に女性は脱退して一時金をもらった方がいいと言われたため、自分で手続を行った。」と回答していることから、当該事業所が脱退手当金の代理請求を行っていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、A社C（部門））における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月28日であると認められることから、申立期間の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで

私は、昭和19年6月にD（職種）としてA社B工場に勤務したが、20年8月に工場が就業できなくなり雇用が自然解消となった。年金事務所からの厚生年金保険の問い合わせでは、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、勤務していたことは間違いないので、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されない記録（資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は未記載）が確認できる。

また、上記被保険者名簿において昭和19年6月1日に被保険者資格を取得している当時の同僚は、「私は、D（職種）の同期の同僚として申立人を記憶している。」と証言していることから、当該未統合記録は申立人の記録であると判断することができる。

一方、当該未統合記録には、資格喪失日の記載が確認できないところ、上記元同僚は、「申立人は、A社B工場で私と同じ仕事をしていた。終戦前に工場は麻痺状態となり、その後、従業員は散り散りになった。」と証言している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

当該元同僚の被保険者記録は昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、20 年 8 月 28 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、ほかにも同日で資格喪失している者が多数確認できる。

なお、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格取得日については、同工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 19 年 6 月 1 日と記録されているが、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険料の徴収は行われていない期間にあたる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 20 年 8 月 28 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 24 日から 36 年 12 月 26 日まで  
私がA社に勤務していた厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給されたと記録されているが、私は同社を退職する際には、脱退手当金制度を知らなかったため、請求の手続は行っておらず脱退手当金を受け取っていない。納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年2か月後の昭和39年2月28日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は変更処理されておらず、旧姓で管理されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和36年12月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 1 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 29 日

A社は、申立期間に 15 万円の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、誤って 1 万 5,000 円として「被保険者賞与支払届」の届出を行った。届出事実の発生より 2 年以内に正しい届出を行っておらず、申立てに係る標準賞与額に基づく保険料を納付していなかったが、平成 23 年 2 月 22 日に「被保険者賞与支払届」を再提出しているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 1 万 5,000 円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月に 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（15 万円）ではなく、当初記

録されていた標準賞与額（1万5,000円）となっている。

しかしながら、A社から提出された給与台帳により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく保険料を事業主により平成20年12月29日支給の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 40 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 40 万円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 29 日

A社は、申立期間に 40 万円の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、誤って4万円として「被保険者賞与支払届」の届出を行った。届出事実の発生より2年以内に正しい届出を行っておらず、申立てに係る標準賞与額に基づく保険料を納付していなかったが、平成 23 年 2 月 22 日に「被保険者賞与支払届」を再提出しているため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 4 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月に 40 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（40 万円）ではなく、当初記録され

た標準賞与額（4万円）となっている。

しかしながら、A社から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該訂正後の標準賞与額より高い標準賞与額に基づく保険料を事業主により平成20年12月29日支給の賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、給与台帳において確認できる賞与支払額から、40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和27年4月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和40年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年10月1日まで  
② 昭和40年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和27年4月1日にA社に入社し45年8月31日まで継続して勤務していたが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が欠落しており、納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び人事記録から、申立人は、同社B支店に昭和27年4月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「申立人は、昭和27年4月に正社員として入社して以降、継続して勤務しているので、入社時から厚生年金保険料を控除して

いたと思われる。」と回答している上、申立人が同期入社として氏名を挙げた元同僚は、オンライン記録において、同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和27年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年11月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年11月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月5日から同年12月1日まで

私は、昭和21年にA社C支店に入社して平成元年に退職するまで、継続して同社に勤務していた。

しかし、昭和49年11月5日にA社D支店から同社B支店に転勤になったときの厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので、調査して厚生年金保険の記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「当時は転勤辞令が出れば、1週間以内には赴任先に行かなければならず、昭和49年11月の初めにはE県に行っていたはずである。」と供述していることから、同年11月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は申立人の資格取得日に係る届出を誤って社会保険事務所に提出したと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3707

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年10月まで

私は、会社を退職した直後の昭和48年1月頃に、A市役所又は出張所の窓口で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月頃にA市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は61年12月29日と記載されており、その資格記録とオンラインの資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となるA市における別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続、申立期間の保険料の納付場所、納付金額及び納付方法等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3708

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成元年10月まで

私は、昭和63年6月末で会社を退職した後、A市役所において国民年金の加入手続を行った。同年7月から平成3年2月まではB区に居所を移していたので、B区役所で国民年金保険料の未納があることや2年前に遡り保険料を納付できることの説明を受け、元年11月に同区役所の出張所で、A市の実家に送付されていた納付書により、16か月分の保険料として15万円から16万円をまとめて現金で納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、居所があったB区役所で国民年金保険料の納付に関する説明を受け、平成元年11月に同区役所の出張所において、A市の実家に送付されていた納付書により、申立期間の保険料として15万円から16万円をまとめて現金で納付したと述べているが、申立期間の保険料を一括で納付した場合の金額は12万5,300円であり、申立人が納付したとする金額と相違する上、通常の事務処理では、B区役所及び同区出張所においてA市が発行した納付書を使用して保険料が納付できたとは考え難い。

また、B区役所C課は、「当時、B区役所本庁及び出張所では、国民年金担当窓口で保険料を納付することはできなかった。」と回答しており、申立人の申述とは符合しない。

さらに、オンライン記録によると、平成元年10月の保険料は、時効到来後の3年12月10日に納付されたことにより過誤納となり、元年11月の保険料に充当処理されており、引き続き同年11月の保険料が4年1月6日に前記充当期間に重複納付されたことにより過誤納となり、申立人に

還付されていることが確認できることから、3年12月の時点において、申立期間は時効により納付することができなかった事情がうかがえる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3709

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から50年3月まで

私は、申立期間当時、両親と別居生活をしていたので、母が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、私が定期的に一定額を母に渡しており、その中から保険料を納付してもらっていた。

保険料の納付の都度、母から口頭で報告を受けていたのは事実であり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「両親と別居生活をしていたので、申立期間の国民年金保険料については、私が定期的に一定額を母に渡しており、その中から保険料を納付してもらっていた。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月2日に社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号の一つであり、A区の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金被保険者の資格取得届の受付日が同年5月27日であることが確認でき、申立人は、同日に加入手続きを行っていることから、加入時点において、申立期間のうち47年9月から48年3月までの保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の母からは証言を得ることができないため、加入手続き及び保険料の納付状況は不明である上、申立人が

申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3710

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 5 月までの期間については、国民年金第 3 号被保険者として記録訂正をすることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 5 月まで

私は、昭和 63 年 9 月 4 日に出産のために会社を退職し、すぐに夫の加入する A 組合の被扶養者となるための手続を行った。夫の被扶養者となったので国民年金の加入手続も完了していると思っていたところ、しばらくして国民年金保険料の納付書が届いた。そこで、夫と一緒に B 市役所の窓口で、夫の A 組合の被扶養者であることを説明したところ、市役所職員から第 3 号被保険者の届出としては大丈夫であるかのような説明を受けたと思うので申立期間が第 3 号被保険者となっていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は夫の被扶養者であったので、第 3 号被保険者期間であるはずだと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成 3 年 9 月 21 日に社会保険事務所（当時）から C 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、C 市の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金の加入手続は同年 11 月下旬に行われ、この時点で昭和 63 年 9 月 5 日に遡って国民年金の第 1 号被保険者資格を取得したものと推認できる上、平成 3 年 12 月 12 日に社会保険事務所において、第 3 号被保険者該当日が元年 6 月 21 日に遡って処理されていることから、申立人の第 3 号被保険者の資格取得手続は C 市において行われ、同日に初めて夫の被扶養者となり、第 3 号被保険者に該当したと考えるのが自然である。

また、申立人が所持する年金手帳は、昭和 63 年 9 月 21 日に再交付されたものではあるが、住所欄には平成 3 年 10 月に転居した C 市の住所が記

載されており、国民年金の記録（1）の最初の欄にもC市の確認印が押されていることから、B市で国民年金の加入手続を行った形跡はうかがえない。

さらに、申立人の夫が加入するA組合は、申立人が平成9年8月21日から現在まで被扶養者であることは確認できるが、申立期間当時の資料は保存されておらず、A組合員であるその夫の被扶養者であることは確認できない旨回答しており、当時の状況は不明である上、申立人がその夫の被扶養者であったことを示す関連資料（年末調整関係資料、給与明細書等）は無く、ほかに申立期間が第3号被保険者期間であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、国民年金第3号被保険者として記録訂正をすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から8年2月までの国民年金保険料については、国民年金第3号被保険者期間に重複して納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から8年3月まで

私は、平成元年4月から8年2月までの期間は第3号被保険者として記録されているが、制度を理解しておらず、国民年金保険料を納付していた。また、同年3月は重複して保険料を納付したので、それぞれ納付した保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の資格記録欄には、申立人が平成元年4月1日に強制（第1号）被保険者から第3号被保険者へ、8年3月14日に再度、強制（第1号）被保険者へ、それぞれ種別を変更していることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録と一致している。

また、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人が平成元年5月1日に第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更を届け出たことが確認できる上、オンライン記録には社会保険事務所（当時）において、同年5月12日に申立人の第3号被保険者種別変更届が処理されたことが確認でき、届出から処理までの期間に遅滞は無く、不自然な点は見当たらないことから、手続は適正になされたものと考えられる。

さらに、第3号被保険者期間については保険料の納付を要しない期間であり、第3号被保険者である申立人に保険料の納付書が発行されることはないことから、申立人が申立期間のうち、平成元年4月から8年2月までの保険料を納付できたとは考え難い上、申立期間のうち、同年3月につい

では、オンライン記録において、還付記録は無く、申立人が当該期間の保険料を重複して納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から8年2月までの国民年金保険料を国民年金第3号被保険者期間に重複して納付していたものと認めることはできず、また、申立期間のうち、同年3月の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 11 日から 37 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 7 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、A社B事業所及びC社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を支給された記録になっているが、退職時に会社から脱退手当金についての説明は全く無く、当然支給された記憶も無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の脱退手当金は、C社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和43年9月17日に支給決定されているところ、申立人は、「会社を辞めて1年くらいたってから、退職金を受領した。」と供述しているが、C社は、「退職金は最後の給与と一緒に支給するので、42年9月25日に9月分の給与と共に支給されているはずである。」と回答していることから考えると、申立人が受領したという金員は、同社が代理受給した脱退手当金を交付したものと推認される。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと言うほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3766

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 26 日から 40 年 1 月 26 日まで  
② 昭和 40 年 3 月 1 日から 46 年 12 月 7 日まで

私は、申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を支給された記録になっているが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されており、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 47 年 2 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した直後の昭和 46 年 12 月から 49 年 2 月までの期間及び 60 年 10 月から平成 7 年 9 月までの期間について国民年金保険料を長期にわたり納付していないことから、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 20 日から同年 8 月 21 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 2 日から 40 年 11 月 21 日まで  
③ 昭和 41 年 10 月 17 日から 43 年 2 月 12 日まで

私は、昭和 43 年 2 月に A 社を出産のため退職した。退職後、出産手当金は 3 万円ほど受給した記憶があるが、脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 7 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、昭和 43 年 2 月 12 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後は、その夫が厚生年金保険に加入する前月の 49 年 4 月まで国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金保険料を納付していないことから、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 2 月 28 日まで  
私は、昭和 40 年 2 月に A 社を退職したとき、女性は脱退手当金を受給できると聞き、B 社会保険事務所（当時）で C 社及び A 社の 2 社については、脱退手当金の請求手続をしたが、その後に勤務した D 社については、厚生年金保険に加入していることも知らず、脱退手当金を請求した記憶が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については脱退手当金を受給していないと主張しているが、厚生労働省の記録上、申立人が受給を認めている期間と申立期間は、合算して脱退手当金が支給されたこととなっており、申立人が脱退手当金の請求手続を行ったとする B 社会保険事務所は、D 社を管轄する社会保険事務所であり、A 社を管轄するのは E 社会保険事務所（当時）であったことを踏まえると、申立人は、D 社を退職後に、申立期間も併せて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、D 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、D 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 42 年 7 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3769 (事案 2460 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 15 日から 48 年 7 月 21 日まで  
私は、前回の申立ての結果、年金記録の訂正を行うことはできないとする通知を受け取ったが、A年金事務所が保管する脱退手当金裁定請求書の記載は私の筆跡ではなく、第三者が勝手に作成したものであり、委員会の結論に納得できないので、再度審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A年金事務所が保管する申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載され、脱退手当金計算書等の関係書類には「隔地払」の押印があり、支払決定通知書を当該住所地に送付し、近隣の指定金融機関に提示して受給する扱いであったことが推認できる上、脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)では、「脱退手当金決定並びに支出伺」を作成して決裁を得るなど、適正な裁定手続が行われていることが確認できること、ii) 厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、昭和 52 年 6 月頃に氏名変更の処理が行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金が同年 7 月 1 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられること、iii) B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人記載欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の母子手帳の写しを提出し、脱退手当金裁定請求書の筆跡が自分のものではないと主張しているが、当該主張は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月末日まで A 社に勤務した。当初はアルバイトのつもりで入社したが、事業主に年金手帳の提出を求められたり、健康保険被保険者証をもらったりした覚えがあり、厚生年金保険に加入していたのではないかと思うので、申立期間の厚生年金保険の加入記録について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された従業員の入退社年月日を記録した大学ノートの申立人に係る記載により、申立人は、申立期間のうち昭和 62 年 10 月 5 日から 63 年 3 月 20 日まで A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「当時、会社には 3 か月の試用期間があり、また、アルバイト及びパートは社会保険に加入させないと会社から聞いたことがある。」と供述しているところ、事業主が上記大学ノートに記載している申立人以外の 16 人のうち 10 人は当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立人は、当該事業所における雇用保険の加入記録は無いが、申立人が氏名を挙げた元同僚 4 人には申立期間に厚生年金保険の被保険者記録があり、かつ、この期間に符合する雇用保険の加入記録もあることから、当該事業所では厚生年金保険に加入させる場合は、同時に雇用保険にも加入する取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録（職歴審査照会回答票）において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3771

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 2 日から 41 年 6 月 21 日まで  
私は、日本年金機構から脱退手当金についてははがきが届き内容を確認したところ、A社に勤務していた期間の脱退手当金が支給済みの記録だった。同社に勤務していた期間については、結婚後、脱退手当金を受給したが、申立期間に係るB社における期間については、脱退手当金の説明を受け、手続を行った覚えは無く、受給した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 50 人のうち、受給資格のある加入期間 2 年以上の女子は申立人を含め 14 人おり、そのうちオンライン記録上に脱退手当金を支給したことになる者は申立人を含め 7 人であり、脱退手当金の支給記録がある 7 人全員が資格喪失日の約 4 か月半以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録のある元同僚は、「会社に任せていたら、脱退手当金として支給された。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 41 年 10 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 21 日まで  
② 昭和 41 年 10 月 17 日から 44 年 2 月 1 日まで  
私の年金記録では、申立期間における厚生年金保険加入期間については、昭和 44 年 4 月 28 日に脱退手当金が支給されているとのことであるが、私は絶対に受け取っていないので、その記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間以前の本脱退手当金の支給対象となっていないB社の被保険者期間について、「厚生年金保険に加入していたという認識は無く、退職時に被保険者証を交付された記憶も無い。また、C社へ入社した際、B社において発行された被保険者証を提出する必要があったということは知らなかった。」と供述している上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3773

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月22日から22年5月8日まで  
私は、申立期間において、A県B市に在ったC社D工場に勤務した。年金事務所の記録では、申立期間における脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における脱退手当金を受給した記憶が無い。」と主張しているところ、C社E本社F（部門）は、「当社D工場に係る厚生年金保険給付関係記録簿は現存していないが、当時は全事業所で厚生年金保険給付関係記録簿に給付手続状況を記録<sup>なっ</sup>しており、同記録簿は全事業所共通の様式であり、記録項目、記録内容、捺印状況等から判断して、脱退手当金に係る代行請求手続をしていたことが明らかである。ただし、退職時点で脱退手当金を請求するか否かを決めていなかった場合などは、後日、退職した従業員本人が直接社会保険事務所（当時）へ請求手続をした可能性もある。また、当社は、退職する者に対して脱退手当金に関する説明を行っており、退職者が多い場合は説明会を開き、少ない場合にも個別に説明していたが、当時の説明資料は残っていない。なお、国民年金制度発足前の退職者で、再就職の予定が無い人には、脱退手当金を請求するよう指導していた。」と回答しており、当該事業所から提出された厚生年金保険給付関係記録簿には、事業主の証言を裏付ける脱退手当金の代理請求をうかがわせる記述が確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約

半月後の昭和 22 年 5 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3774

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から32年10月17日まで  
私は、日本年金機構から送られてきたはがきで、A事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険加入期間は脱退手当金が支給されていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA事業所の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年12月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和32年12月14日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ、年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、41年10月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 3 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 63 年 11 月から平成 3 年 9 月末まで A 社に勤務しており、元年 10 月頃に B (職種) から C (職種) に職種変更になった後は月 25 万円くらいの給与を得ていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっている。雇用保険の賃金額の記録も厚生年金保険の記録よりも上回っているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険被保険者離職票により、申立期間の一部である平成 3 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間において、申立人に支払われた各月の賃金が、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことは推認できる。

しかし、A 社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元 D (役職) は、「申立人は正社員からパートタイマーに変わったが、給与体系までは覚えていない。」と供述している。

さらに、オンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額について、遡及訂正などの不合理な処理が行われた形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3776

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 22 日から 35 年 2 月 2 日まで  
私は、年金記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっているが、手続した記憶も受給した記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 11 月 11 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ、年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、60 歳まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3777

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで  
私は、年金記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっているが、手続した記憶も受給した記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年8月30日に支給決定されているとともに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に対しては、申立期間後の2か所の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、申立期間も併せて請求手続が取られるべきところ、申立人は、申立期間後の被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されていたものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月頃から同年7月頃まで  
② 昭和32年1月頃から同年7月頃まで  
③ 昭和32年8月頃から同年12月頃まで  
④ 昭和33年1月頃から同年7月頃まで  
⑤ 昭和33年8月頃から同年12月頃まで  
⑥ 昭和34年1月頃から同年7月頃まで  
⑦ 昭和35年1月頃から同年7月頃まで  
⑧ 昭和38年1月頃から同年6月頃まで  
⑨ 昭和39年8月頃  
⑩ 昭和39年11月頃から40年6月頃まで  
⑪ 昭和43年10月頃から同年12月頃まで  
⑫ 昭和50年11月頃から同年12月頃まで  
⑬ 昭和56年5月頃から同年7月頃まで

私の夫は、A（職種）として、漁船に休み無く乗船していたのに、船員保険被保険者期間が欠けているところがあることから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、④、⑥及び⑦については、申立人の妻は、「申立人はB丸に乗船していた。」と主張しているところ、C県においてB丸という名称の船舶を所有している者について調査した結果、船員保険船舶所有者名簿によりD氏及びE氏並びにインターネット検索により

F氏がそれぞれ確認できたが、D氏、E氏は所在を確認することができない上、F氏の親族から具体的な回答を得ることができず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、船舶所有者D氏に係る2適用事業所の船員保険被保険者名簿において、昭和31年1月から35年7月までの期間に申立人の氏名は無い。

さらに、船員保険船舶所有者名簿において、船舶所有者F氏は昭和28年12月に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できること、並びに船舶所有者E氏に係る2適用事業所において、38年4月及び同年10月にそれぞれ船員保険の適用事業所となっていることが確認できることから、当該申立期間は船員保険の適用事業所になっていない期間である。

そのほか、申立人の当該申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、申立人の妻は、「申立人は「G」において勤務していたが、当該名称が船名なのか船舶所有者名なのか不明である。」と供述しているところ、C県においてGという名称の船舶を所有している者について調査した結果、H局I支局J事務所からの回答によりK社及びインターネット検索により船舶所有者としてL氏が確認できたが、L氏は所在を確認することができない上、K社の清算人は、「当時の関係者は死亡しており、申立人が在籍していたかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、事業所名簿検索システムによる検索の結果、L氏は、船員保険の適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、申立人の当該申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間⑤については、申立人の妻は、「申立人はM丸に乗船していた。」と主張しているところ、C県においてM丸という名称の船舶を所有している者について調査した結果、船舶所有者名簿によりN氏、H局I支局J事務所からの回答によりO氏及びインターネット検索により船舶所有者としてP氏がそれぞれ確認できたが、O氏及びP氏は所在を確認することができない上、N氏の息子は、「当時の関係者は死亡しており、申立人が在籍していたか否かは分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、船舶所有者N氏に係る4適用事業所の船員保険被保険者名簿及

び船舶所有者P氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間⑤を含む昭和31年1月から35年7月までの期間に申立人の氏名は無い。

さらに、事業所名簿検索システムによる検索の結果、O氏は、船員保険の適用事業所としての記録が確認できない。

加えて、申立期間⑤の一部は、オンライン記録において、申立人は他の事業所で船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

そのほか、申立人の当該申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑧、⑩、⑫及び⑬については、申立人の妻は、「船名も船舶所有者名も記憶していないが、申立人は乗船を継続していた。」と主張しており、各申立期間の直前及び直後の事業所を申立ての対象事業所として調査したところ、申立期間⑧については、当該申立期間の直前に申立人の船員保険被保険者記録がある船舶所有者Q氏の親族は、「当時の関係者は誰もいないので、申立期間における申立人の在籍については不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間を確認することができない。

また、船舶所有者Q氏に係る船員保険被保険者名簿から、申立人は昭和37年12月29日に被保険者資格を喪失し、申立人及び家族の健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、当該期間の直後に申立人の船員保険被保険者記録がある船舶所有者R社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間⑧を含む昭和37年12月1日から38年7月9日までの期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間⑩については、当該申立期間の直前に申立人の船員保険被保険者記録がある船舶所有者S氏の親族は、「祖母は死亡しており、申立期間における申立人の在籍については不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間を確認することができない。

また、船舶所有者S氏に係る船員保険被保険者名簿から、申立人は昭和43年10月29日に被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、当該期間の直後に申立人の船員保険被保険者記録がある船舶所有者T氏の息子は、「父は死亡しており、申立期間における申立人の在籍及び保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間を確認することができない。

加えて、船舶所有者T氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間⑩を含む昭和43年10月1日から44年1月2日までの期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間⑫については、当該申立期間の直前に申立人の船員保険被保険者記録がある船舶所有者U氏は、「申立人が昭和 50 年 11 月 30 日に船員保険被保険者資格を喪失したことが記載された資料のみが残っていた。申立期間の保険料の控除については不明である。」回答している。

また、当該申立期間の直後に申立人の船員保険被保険者記録がある船舶所有者V氏の親族は、「Vは死亡しており、当時の資料も無く、申立期間における申立人の在籍及び保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間を確認することができない。

また、船舶所有者V氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間⑫を含む昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 1 月 7 日までの期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間⑬については、当該申立期間の直前及び直後に申立人の船員保険被保険者記録がある船舶所有者W氏の息子は、「当時の資料は無く、申立期間における申立人の在籍については不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間を確認することができない。

また、船舶所有者W氏に係る船員保険被保険者名簿から、申立人は昭和 56 年 5 月 27 日に被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、船舶所有者W氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間⑬を含む昭和 56 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に船員保険被保険者の資格を取得した者は一人のみである上、当該期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

そのほか、申立人の当該申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑨及び⑩については、申立人の妻は、「申立人は船舶所有者X氏の船舶に乗船していた。」と主張しているが、船舶所有者X氏は、「当時の給与担当者は既に亡くなっており、当時の資料は無く、申立期間における申立人の在籍及び保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、船舶所有者X氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間⑨及び⑩を含む昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 7 月 6 日までの期間において申立人の氏名は無い。

さらに、申立期間⑩については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和 40 年 2 月 24 日に社会保険事務所（当時）からY市に払い出されており、オンライ

ン記録において、申立人は 39 年 11 月 9 日から 40 年 7 月 6 日までの期間、国民年金に加入し、39 年 11 月から 40 年 3 月までの 5 か月分の国民年金保険料は未納であるが、同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

そのほか、申立人の当該申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 以上の調査結果に加え、申立期間について、申立人の妻は申立人の船員手帳を所持しておらず、申立人の元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に調査を行うことができない上、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人の船員保険被保険者台帳の船舶所有者氏名又は名称欄において、昭和 25 年に資格を取得した Z 氏から始まり、a 氏、b 氏、c 氏、d 氏、35 年に資格を取得した R 社まで順に記載されていることが確認でき、当該加入記録はオンライン記録と一致している。
- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3779

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 30 日に A 区にあった B (業種) を営む C 社に入社し、同年 9 月 30 日まで勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年 4 月 30 日に C 社に入社し、同年 9 月 30 日まで勤務しており、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、事業主は、「申立人のことは記憶に無い。また、申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった 7 名に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、そのうち 1 名から回答があったものの、当該元同僚は、「申立人のことは記憶に無い。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3780

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 4 月 21 日まで

私の年金記録では、昭和 33 年 11 月 1 日から 41 年 4 月 21 日までの厚生年金保険被保険者期間については、同年 7 月 29 日に脱退手当金が支給済みとされているが、私は A（機関）における被保険者期間（34 年 11 月 5 日から 40 年 2 月 1 日まで）の脱退手当金は受給したものの、申立期間①及び②に係る脱退手当金は受給していないので、年金給付に反映してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A（機関）に係る脱退手当金は受給したが、同社の前後の期間に勤務していた申立期間①及び②については脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が脱退手当金の受給を認めている A（機関）の記号番号と同一番号で管理されており、オンライン記録において、申立人に係る脱退手当金は、A（機関）の期間のほかに申立期間①及び②を含めた期間を計算の基礎として支給され、当該支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されていることが確認でき、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 7 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「脱退手当金を受給したのは一回だけである。」と供述しており、オンライン記録上の脱退手当金支給額と申立人が受給したと

供述する額はおおむね一致している上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間①及び②を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月26日から32年12月26日まで  
② 昭和33年1月1日から同年1月5日まで

私がA社及びB社に勤務していた厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金が支給されていると記録されており、B社を退職するときに、確かに同社に勤務した期間の脱退手当金を受け取った記憶があるが、A社に勤務した期間については、脱退手当金を受け取っていない。納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に係る脱退手当金は受給したが、同社より前に勤務していたA社に係る脱退手当金は受給していないと主張している。

しかしながら、申立人に係るA社の被保険者期間が記録されている厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、昭和43年3月10日に社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されていることが確認できる上、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が脱退手当金の受給を認めているB社の厚生年金保険被保険者記号番号と同一番号で管理されており、オンライン記録において、申立人に係る脱退手当金は、B社の期間のほかに申立期間①及び②を含めた期間を計算の基礎として支給され、当該支給額に計算上の誤りは無く、B社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の同年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間①及び②を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。